

## 山口県食品表示適正化推進事業所認定ステップアップ制度 Q&A

### 【制度全般に関する Q & A】

**Q 1** 山口県食品表示適正化推進事業所認定ステップアップ制度とはどのような制度ですか？

A 1 消費者の皆様が正しく食品の内容を理解し、安心して食品を選ぶことができるよう、食品表示の適正化に取り組む食品関連事業所を県が評価する制度です。

**Q 2** どのように評価されるのですか。

A 2 県が定める食品表示に関する 6 つの管理体制基準への適合状況に応じて、3 段階で評価します。

講習会を受講した食品表示責任者を設置することで「ステップ 1」、食品表示の確認者の明確化、消費者からの問い合わせや不適正表示発生時の対応体制等を整備することで「ステップ 2」の到達事業所として、制度に参加していただけます。

最終的に、すべての管理体制基準に適合した事業所は、「山口県食品表示適正化推進事業所」として認定します。

なお、管理体制基準の詳細については、「要綱第 3 条第 1 項で定める管理体制基準の解説等」をご参照ください。

**Q 3** 制度に参加すると、メリットがありますか？

A 3 第一に、食品表示の適正化に積極的に取り組んでいる事業所として、消費者からの信頼性が向上します。

また、管理体制基準に沿って食品表示の適正化に努めることで、事業所における法令遵守体制の強化につながります。

加えて、制度に参加するすべての事業所は、県のホームページ等で事業所の名称等を掲載します。

なお、「山口県食品表示適正化推進事業所」として認定された事業所には、「認定証」及び店舗等に掲示する「認定ステッカー」を交付するほか、食品表示適正化を進めている事業所として消費者等に向けた積極的な PR をさせていただくことを予定しています。

**Q 4** 制度参加（届出・申請）は誰でも出来ますか？

A 4 山口県内に所在する食品関連事業所（製造業者、販売業者等）であれば、

食品表示法に基づく処分又は指示を受けた日から2年を経過しない場合等を除き、制度に参加いただけます。

例えば、本社が山口県外であっても、事業所が山口県内であれば、その県内にある事業所については、制度に参加出来ます。

**Q 5 有効期間はありますか？**

A 5 登録（ステップ1、2）の有効期間は、登録時における食品表示責任者の、食品表示責任者養成講習会の受講済証の有効期間が満了する日が属する年度の末日です。

（例）登録時、食品表示責任者の講習会の受講済証の有効期間が令和7年7月11日の場合

⇒登録の有効期間：令和8年3月31日

認定（食品表示適正化推進事業所）の有効期間は、3年です。  
引き続き認定を希望される場合は、更新の申請を行ってください。

**Q 6 登録・認定を取り消されることがありますか？**

A 6 有効期間内であっても、「山口県食品表示適正化推進事業所認定ステップアップ制度実施要綱」第18条（登録・認定の取消）に該当する場合は、登録・認定の取り消しを行うことがあります。

**【申請等に関するQ&A】**

**Q 7 制度に参加するためには、どうしたらよいですか？**

A 7 山口県食品表示適正化推進事業所認定ステップアップ制度参加届出・申請書（別記第1号様式）に、管理体制の基準に適合することを明らかにする書類を添付して、事業所を管轄する各健康福祉センター（下関市にあっては下関保健所）に提出してください。

なお、管理体制の基準に適合することを明らかにする書類の様式は任意ですが、「参考様式」を活用していただいても差し支えありません。

また、ステップ1到達事業所の登録届出については、県のホームページでも行うことができます。

**Q 8 届出・申請には、手数料がかかりますか？**

A 8 かかりません。

**Q 9 複数の事業所（店舗）を有しており、全ての事業所において登録又は認**

定を受けたいのですが、届出・申請書類は事業所(店舗)ごとに必要ですか？

A 9 登録・認定は、事業所(店舗)ごととなりますので、届出・申請書は事業所(店舗)ごとに作成し提出してください。

Q10 山口県食品表示適正化推進事業所の認定申請の審査は、どのように行うのですか？

A10 初めに申請書(添付書類を含む)の内容について審査を行います。この時点で不備等があれば、修正等をお願いします。

修正等が終われば、必要に応じて、担当職員が事業所へ伺い、申請時の添付書類に基づき、事業所における表示適正化のための管理体制が構築されているか、必要な確認を行い、これらの結果を基に認定の可否を判断します。

なお、登録(ステップ1及びステップ2)については、登録を受けようとする区分ごとに必要な書類を提出してください。

Q11 登録・認定後、申請時に添付した書類の内容が変わった場合は、何か手続きが必要ですか？

A11 「山口県食品表示適正化推進事業所認定ステップアップ制度実施要綱」第15条(変更の届出)に係る変更については、変更事項の届出が必要となります。

Q12 認定後、次の更新までの間、県では管理体制基準への適合状況を確認されるのですか？

A12 県では、必要に応じ、担当職員による立ち入り調査を実施し、管理体制基準への適合状況を確認します。また、山口県食品表示適正化推進事業所として認定を受けた事業者は、毎年1回、県知事に事業所の現況についての定期報告書を提出しなければなりません。

Q13 登録・認定の更新をしたいのですが、どうすればいいですか？

A13 登録については、新規の登録時と同様の書類を提出してください。

認定の更新をしたい場合は、認定の有効期間が満了する日の1か月前から満了までの間に、更新申請をおこなってください。

Q14 認定証を紛失してしまいました。どうすればよいですか？

A14 再交付が必要な場合は「山口県食品表示適正化推進事業所認定ステッ

プアップ制度実施要綱」第11条に基づき再交付申請してください。

**Q15 登録・認定を受けた事業所が廃業した場合、何か手続きが必要ですか？**

A15 「山口県食品表示適正化推進事業所認定ステップアップ制度実施要綱」第16条に基づき廃止の届出をしてください。

**Q16 現在、「山口県表示適正事業所認定制度実施要綱」により「食品表示適正事業所」の認定を受けていますが、何か手続きが必要ですか。**

A16 現在、「山口県表示適正事業所認定制度実施要綱」により「食品表示適正事業所」の認定を受けている場合については、当該認定の有効期間が切れるまでは、「山口県食品表示適正化推進事業所認定ステップアップ制度実施要綱」における「山口県食品表示適正化推進事業所」として取り扱います。

なお、認定の有効期間の満了に際し、更新をしたい場合は、「山口県食品表示適正化推進事業所ステップアップ制度実施要綱」により、更新の手続きを行ってください。

**【認定事業所である旨の掲示の方法等について】**

**Q17 認定のデザインの使用にあたって、決まりがありますか？**

A17 「山口県食品表示適正化推進事業所認定ステップアップ制度実施要綱」に基づき、認定を受けた事業者は、山口県食品表示適正化推進事業所であることを店頭に掲示するなどの広告をすることができます。

なお、消費者や取引先等に対し、本制度の趣旨について誤認を与えることのないような適切な方法で行ってください。